

伊 勢 市 公 報

第 210 号
平成 26 年 8 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 平成 26 年度補正予算の要領について	4
○ 道路の区域変更について	12
○ 道路の供用開始について	13
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	14
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	15
公 告	
○ 犬の抑留について	16
○ 犬の抑留について	17
○ 犬の抑留について	18

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「100分の10以上」の次に「（公有財産等売却システムによる入札に係る契約の締結にあつては、当該入札に係る予定価格の100分の10以上）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

伊勢市告示第 84 号

平成 26 年 7 月 9 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 26 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 26 年 7 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成26年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、662,481千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、47,905,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,385,166	7,047	6,392,213
	2 国庫補助金	1,643,682	7,047	1,650,729
16 県支出金		2,785,454	97,244	2,882,698
	2 県補助金	953,602	97,244	1,050,846
20 繰越金		50,000	355,800	405,800
	1 繰越金	50,000	355,800	405,800
21 諸収入		497,045	3,390	500,435
	3 貸付金元利収入	9,160	3,390	12,550
22 市債		5,799,400	199,000	5,998,400
	1 市債	5,799,400	199,000	5,998,400
歳入合計		47,242,809	662,481	47,905,290

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,896,542	148,850	4,045,392
	1 総務管理費	3,170,560	148,850	3,319,410
3 民生費		17,431,448	11,417	17,442,865
	3 児童福祉費	6,541,595	11,417	6,553,012
5 労働費		89,581	3,000	92,581
	1 労働諸費	89,581	3,000	92,581
6 農林水産業費		716,932	6,406	723,338
	1 農業費	592,562	6,406	598,968
8 観光費		584,455	7,347	591,802
	1 観光費	584,455	7,347	591,802
9 土木費		5,484,710	0	5,484,710
	5 都市計画費	2,674,010	0	2,674,010
10 消防費		4,062,977	0	4,062,977
	1 消防費	4,062,977	0	4,062,977
11 教育費		4,601,472	485,461	5,086,933
	1 教育総務費	1,061,757	1,110	1,062,867
	2 小学校費	944,565	49,695	994,260
	3 中学校費	903,251	431,266	1,334,517
	6 保健体育費	937,183	3,390	940,573
歳出合計		47,242,809	662,481	47,905,290

第 2 表 継 続 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	総 額(千円)	年 度	年割額(千円)
11 教育費	3 中学校費	豊浜中学校・北浜中学校 統合校整備事業	153,087	平成 26 年度	103,742
				平成 27 年度	49,345
		宮川中学校・沼木中学校 統合校整備事業	108,417	平成 26 年度	75,242
				平成 27 年度	33,175

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
多面的機能支払交付金事業	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	66,690
道路占用料等システム構築業務委託	自 平成 27 年度 至 平成 27 年度	10,314
宮川中学校・沼木中学校統合校整備事業	自 平成 27 年度 至 平成 29 年度	82,512

廃 止

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
農地・水保全管理支払交付金事業 (平成26年度債務負担行為)	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	5,746

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	3, 2 4 2, 3 0 0	3, 3 5 3, 1 0 0
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	9 9, 7 0 0	2 3 8, 5 0 0
農 道 ・ 農 業 用 排 水 路 整 備 事 業 債	5 0, 6 0 0	0

平成26年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成26年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、198,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、602,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		400,954	198,551	599,505
	1 基金繰入金	400,954	198,551	599,505
歳入合計		403,610	198,551	602,161

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		403,610	198,551	602,161
	2 事業費	400,956	198,551	599,507
歳出合計		403,610	198,551	602,161

平成26年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（一時借入金）

第2条 予算第5条中「7,000千円」を「24,000千円」に改める。

伊勢市告示第 85 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	御 菌 2 号 線	御 菌 町 長 屋 字 万 條 109 番 1 地 先から	旧	6.8～7.5	64.7
		御 菌 町 長 屋 字 万 條 400 番 1 地 先まで	新	9.4～42.4	64.7

伊勢市告示第 86 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
御 菌 2 号 線	御 菌 町 長 屋 字 万 條 109 番 1 地 先 から 御 菌 町 長 屋 字 万 條 400 番 1 地 先 まで	平 成 26 年 7 月 25 日

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 26 年 7 月 18 日

伊勢市教育委員会
委員長 八木雅文

記

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 25 日（金）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
議案第 18 号 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 26 年 7 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 26 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 26 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
浦口 1 丁目、浦口 2 丁目及び二俣 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 53 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	馬瀬町	洋犬(テリア系)	白茶	雄	小	91 日以上	

2 抑留した日 平成 26 年 7 月 20 日

3 抑留期限 平成 26 年 7 月 28 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課(電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 54 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 7 月 23 日

3 抑留期限 平成 26 年 7 月 30 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課 (電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課 (電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 55 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	前山町	雑種	白	雄	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 7 月 30 日

3 抑留期限 平成 26 年 8 月 6 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課 (電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課 (電話 0596-27-5151)